

令和8年4月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第18914号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和8年1月26日

判 決

5 代替住所A

原 告

同訴訟代理人弁護士

中 川 卓

被 告

同訴訟代理人弁護士

水 原 清 晃

渥 美 陽 子

松 永 成 高

主 文

- 1 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する令和6年1月8日から支払済  
みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 15 2 被告は、別紙1「投稿目録」記載の投稿のうち、同目録記載1、3から8まで、  
10から13まで及び15から17までの各投稿を削除せよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを5分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とす  
る。
- 20 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和5年6月13日から支  
払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 25 2 被告は、別紙1「投稿目録」記載の各投稿を削除せよ。
- 3 被告は、本判決確定の日から2週間、別紙2「広告目録」記載の広告を、別紙

3 「SNS目録」記載のSNSに掲載せよ。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告が自身の使用するSNSアカウントを用いて「めたまん」というハンドルネームを使用して運用されているSNSアカウントを侮辱する趣旨の投稿をしたことによって、同アカウントの使用者である原告の名誉感情が侵害されたと主張して、被告に対し、①不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料200万円に弁護士費用20万円を加えた合計220万円及びこれに対する最初の不法行為の日である令和5年6月13日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払、②人格権侵害に基づく差止請求として、別紙1「投稿目録」記載の各投稿の削除並びに③民法723条の規定又は同規定の類推適用に基づく謝罪広告請求として、本判決確定の日から2週間、別紙2「広告目録」記載の広告を別紙3「SNS目録」記載のSNSに掲載することを、それぞれ求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

- (1) 被告は、別紙3「SNS目録」記載のアカウントを管理運営する者である。
- (2) 原告は、X（旧ツイッター）上において「めたまん」というハンドルネームを使用して運用されているSNSアカウント（以下「本件アカウント」という。）の使用者である（甲32、甲33、原告本人1頁及び2頁）。
- (3) 被告は、前記(1)のアカウントを用いて、別紙1「投稿目録」記載の各投稿（以下「本件各投稿」と総称し、個別の投稿をいうときは、同目録の番号に従って「本件投稿1」、「本件投稿2」などという。）をした。

## 3 争点

- (1) 本件各投稿が本件アカウントに言及するものか否か（同定可能性）
- (2) 本件各投稿が原告の名誉感情を侵害するものとして不法行為を構成するか否か

(3) 本件各投稿の削除請求の可否

(4) 謝罪広告請求の可否

(5) 原告の損害

4 争点(1) (本件各投稿が本件アカウントに言及するものか否か) についての当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 本件各投稿の多くは、本件アカウントの名称を明示するなどして本件アカウントに直接言及している。また、被告が言及対象について争っている投稿も、その直前又は直後の投稿において明示的に本件アカウントに言及している上、それらの投稿群の話題とする内容が一貫しているのであるから、いずれも本件アカウントに言及する投稿であることが明らかである。

イ 本件各投稿の個別事情に関する主張は、別紙4「同定可能性に関する主張対照表」の「原告の主張」欄に記載のとおりである。

(2) 被告の主張

ア 本件投稿4、本件投稿6、本件投稿8、本件投稿9及び本件投稿11は、当該各投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素が含まれておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。

本件投稿7は、ふたば☆ちゃんねるに投稿をする者及び5ちゃんねるに投稿をする者に言及するものであるが、これらの者が本件アカウントの使用者である旨を述べてはおらず、本件アカウントに言及するものではない。

イ 本件各投稿の個別事情に関する主張は、別紙4「同定可能性に関する主張対照表」の「被告の主張」欄に記載のとおりである。

5 争点(2) (本件各投稿が原告の名誉感情を侵害するものとして不法行為を構成するか否か) についての当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 原告が被告に対して批判的な言動を取ったことは一切なかったにもかか

ならず、被告は、原告に対し、何らの根拠もなく数十回に渡って罵倒の限りを尽くしてきたのであるから、侮辱の態様は極めて悪質である。本件各投稿は、いずれも何らの根拠もなく原告の知能や判断能力等を否定するのみであるから、それを受忍すべきいわれはない。

原告がインターネット上において本名を公開していないからといって、それによって被告が用いた言葉の意味が変わるわけではないから、原告が本名を伏せていたからといって名誉感情の侵害の程度が弱まることはない。

また、原告が匿名掲示板において誰にも求められていないにもかかわらず自らの宣伝行為を繰り返しているなどといった恥辱的な噂を流布されることは、それ自体が侮辱的な行為であるから、名誉感情を侵害する。

イ 本件各投稿の個別事情に関する主張は、別紙5「名誉感情侵害に関する主張対照表」の「原告の主張」欄に記載のとおりである。

## (2) 被告の主張

ア 本件各投稿は、本件アカウントから投稿された記事の内容に基づき、本件アカウントの使用者の属性（性格、能力）等に関する推測を述べるものにはすぎない。本件アカウントを使用して記事の投稿をした者は、当該記事の内容に基づき上記のような推測を述べられることは一定程度受忍すべきである。

本件各投稿の一般の閲覧者は、本件アカウントの使用者が誰であるかを同定することができない。このことは、本件各投稿が本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害する程度を弱める事情である。

被告は、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害する記事を、短期間に集中して投稿してはいない。原告がその名誉感情を侵害する記事であると主張する投稿は、約10か月間に22件である。

したがって、本件各投稿は、いずれも社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害するものではない。

イ 本件各投稿の個別事情に関する主張は、別紙5「名誉感情侵害に関する主

張対照表」の「被告の主張」欄に記載のとおりである。

## 6 争点(3) (本件各投稿の削除請求の可否) についての当事者の主張

### (1) 原告の主張

5 本件各投稿は、マスメディアにも匹敵するほどの発信力を有する被告により、  
長期間にわたって、一方的かつ執拗に強度の侮辱が繰り返された上、虚偽の風  
説の流布も繰り返し行われたものであり、態様が極めて悪質である。その投稿  
目的も原告に対する加害目的以外には考えられない。したがって、原告の本件  
各投稿を公表されない法的利益が本件各投稿を一般の閲覧に供し続ける利益  
に優越するので、人格権侵害に基づく差止請求として、本件各投稿の削除請求  
10 が認められるべきである。

### (2) 被告の主張

前記5(2)のとおり、本件各投稿は、社会通念上許容される限度を超えて原告  
の名誉感情を侵害するものではない。

原告は、「虚偽の風説の流布」を強調するが、一般の閲覧者における本件アカ  
15 ountの使用者と原告との同定可能性が認められない本件各投稿について、虚  
偽の事実の摘示がされたことをもって、原告の名誉感情が侵害されたこと又は  
その侵害の程度が強いことを示す事情と捉えるべきではない。

## 7 争点(4) (謝罪広告請求の可否) についての当事者の主張

### (1) 原告の主張

20 インターネット上の誹謗中傷は年々苛烈さを増しており、名誉感情の侵害と  
いえども、時には被害者が自死に至ることもあるほど重大な損害を与えるもの  
となっている。人は名誉感情があって初めて自己の尊厳を維持することができる  
のであり、名誉感情は重大な権利又は保護法益である。

しかも、被告のように強い発信力を有する人物によって侮辱行為や虚偽の風  
25 説流布を繰り返されたことにより、原告は、被告投稿の閲覧者によって、プラ  
イバシー侵害やいたずら電話等の被害にまで遭うようになった。そのような加

害行為を止めるためにも、本件の判決の結論を被告が管理運営するSNSアカウントに掲載することが認められるべきである。

(2) 被告の主張

民法723条の規定を含む不法行為法は、既に行われた不法行為についての原状回復を目的とするものであり、将来の不法行為を抑止することは、不法行為法の目的を超えるものであるから、名誉感情の侵害については、民法723条の規定を直接又は類推して適用することはできない。

8 争点(5) (原告の損害) についての当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 慰謝料 200万円

本件各投稿は、長期間にわたって執拗に行われた不法行為であり、最初の投稿から最後の投稿までの間には約10か月の期間があるが、本件各投稿は、いずれも前の投稿を前提にしながら原告に対する新たな侮辱や虚偽の風説の流布を加えてきたものであるから、それによって生じた損害を個別に算定することは不可能であり、損害は一体的に評価されるべきである。

本件各投稿のような極めて悪質な名誉感情の侵害によって受けた被害は筆舌に尽くし難いものであり、その慰謝料として支払われるべき金額は200万円を下らない。

イ 弁護士費用 20万円

前記アの慰謝料の1割に相当する金額は20万円であり、少なくとも当該金額は、本件に関する弁護士費用として賠償の対象となるべきである。

(2) 被告の主張

いずれも否認又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各投稿が本件アカウントに言及するものか否か) について

本件各投稿のうち、本件投稿1から本件投稿3まで、本件投稿5、本件投稿1

0及び本件投稿12から本件投稿22までについては、本件アカウントに言及していることに当事者間に争いが無い。

本件投稿4、本件投稿6から本件投稿9まで及び本件投稿11についての当裁判所の判断は、別紙4「同定可能性に関する主張対照表」の「当裁判所の判断」欄記載のとおりである。

したがって、上記各投稿のうち、本件投稿9を除いた本件投稿4、本件投稿6から本件投稿8まで及び本件投稿11については、いずれも本件アカウント又はその使用者である原告に言及するものであると認められる。

2 争点(2) (本件各投稿が原告の名誉感情を侵害するものとして不法行為を構成するか否か) について

(1) 判断の枠組み

原告は本件各投稿によって名誉感情が侵害されたと主張するところ、本件各投稿が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、原告の人格的利益の侵害があったものとして不法行為が成立するものと解することが相当である(最高裁平成21年(受)第609号平成22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照)。

(2) 本件各投稿が原告に対する不法行為を構成するか否かについての当裁判所の判断は、別紙5「名誉感情侵害に関する主張対照表」の「当裁判所の判断」欄記載のとおりである。

すなわち、本件各投稿のうち、本件投稿1、本件投稿3から本件投稿8まで、本件投稿10から本件投稿13まで及び本件投稿15から本件投稿17まで(以下「本件侵害投稿」と総称する。)は、いずれも原告の名誉感情を侵害するものと認められるが、それにとどまらず、前記前提事実(3)のとおり、被告は、本件侵害投稿を、令和5年6月から令和6年4月までの約10か月間、多数回  
にわたって繰り返し投稿していること、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、  
本件侵害投稿は、原告から被告に対する投稿等に対する応答としてされたもの

ではなく、被告が一方的に原告の人格や能力、知性を否定し、非難する侮辱的な投稿をしたものであることが認められ、これらの認定事実からは、本件侵害投稿が本件アカウント及びその使用者である原告に対する害意をもってされたものと認めることが相当である。そして、これらの事情を総合考慮した上で  
5 本件侵害投稿を全体として評価すれば、本件侵害投稿はいずれも原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるというべきである。

したがって、本件侵害投稿は、いずれも原告の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成するものと認められる。

### 3 争点(3) (本件各投稿の削除請求の可否) について

#### 10 (1) 判断の枠組み

ア 人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当であり、どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである（最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号平成14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁参照）。

イ そして、人格権としての名誉権に基づく表現行為の差止めについては、当該表現行為が公共の利害に関する事実に係るものではないこと若しくはそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であるか、又はその表現内容が真実でないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときに限り、例外的に許容されるものと解することが相当である（最高裁昭和56年（オ）第609号昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。

(2) 前記2(2)のとおり、本件侵害投稿は、いずれも原告の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成する。

そして、本件侵害投稿は、いずれも私人にすぎない原告の使用する本件アカウントに言及するものであって、その内容が公共の利害に関する事実に係るものではないこと又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白である。また、本件侵害投稿が不特定多数の者の閲覧し得る状態に置かれる限り、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為が継続されることとなり、原告の名誉感情の侵害及びそれに伴う精神的苦痛は継続、増大することからすれば、原告は、本件侵害投稿によって重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるといえ、原告の被る不利益は本件侵害投稿が削除されることによって被告が被る不利益よりも大きいと認められる。

したがって、原告は、被告に対し、人格権侵害に基づく差止請求として、本件侵害投稿の削除を求めることができるというべきである。

#### 4 争点(4) (謝罪広告請求の可否) について

民法723条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まないものと解するのが相当である(最高裁昭和43年(オ)第1357号昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照)。

そして、原告は、本件侵害投稿が原告の名誉感情を侵害することを理由として被告に対する謝罪広告を求めているにすぎないことから、原告のかかる請求を認めることはできない。

#### 5 争点(5) (原告の損害) について

前記2(2)において判示した本件侵害投稿の内容やその評価その他本件に現れた一切の事情を総合考慮すれば、本件侵害投稿によって原告が被った精神的損害を慰謝するには30万円が相当であると認める。そして、この慰謝料の額は、本

件侵害投稿全てを一体として評価したものであるから、これに対する遅延損害金の起算点は最後の不法行為の日である令和6年1月8日と認めるべきである。そして、本件事案の内容、認容された額その他諸般の事情を考慮すれば、本件と相当因果関係があると認めるべき弁護士費用の額は3万円とするのが相当である。

5 第4 結論

以上によれば、原告の本件請求は、不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料30万円及び弁護士費用3万円の合計33万円並びにこれに対する最後の不法行為の日である令和6年1月8日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払並びに人格権侵害に基づく差止請求として、  
10 本件侵害投稿の削除を求める限度で理由があるからこれらを認容し、その余はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

15 裁判長裁判官

和波宏典 


和 波 宏 典

20 裁判官

黒木美帆 

黒 木 美 帆

25 裁判官

中 嶋 翔 太 

中 嶋 翔 太

別紙 1

投稿目録

1 投稿 1 (甲 5)

(1) 投稿日時 2023年6月13日 午後5時08分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1668530670942195712>

(3) 投稿内容

めたんまんじゅうとポケモンブロックした理由は救いようのないバカだからだよ

知性は5なのに功名心だけ100でカンストしてる

一番無能なタイプ

あー、さーばるとかウルフウッドだっけ？ああいうのの同類

2 投稿 2 (甲 6)

(1) 投稿日時 2023年6月15日 午前2時52分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1669040140856197121>

(3) 投稿内容

なんでとか聞かれるのも面倒だから言っとくと、めたまん周りを念入りにブロックした

あの知能とキャホキャホできるやつを視界に入れたく無い

3 投稿 3 (甲 7)

(1) 投稿日時 2023年6月15日 午前3時18分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1669046780074557440>

(3) 投稿内容

ホケモンはそこぬけのただのアホやけどめたまんはブロック理由説明した後の  
ツイートが臭かった

スパイか俺の予想できないタイプのアホかどっちか  
どちらにしても接点全切りでしょ

4 投稿4 (甲9)

(1) 投稿日 2023年6月15日 午前3時50分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/16690546937153617941>

(3) 投稿内容

もう論外も論外だけど、わかりにくくかいてるけど

政治活動すら問題ではないといってるんだよね

政治活動疑惑あるかな・・・(選択肢にいれてない)

これはもうクサすぎる スパイ(か想像もつかないアホ)でしょ

5 投稿5 (甲10)

(1) 投稿日 2023年6月28日 午後4時35分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1673958380719980546>

(3) 投稿内容

本スレにもめたまんきてるな

ふたばにもめたまんの飯画像貼りにきてる空気読めなすぎる浮いてるバカいた  
のよね、これ本人だな

つうことはやっぱ空気入れられた功名心が振り切れてる救いようのないバカか

6 投稿6 (甲11)

(1) 投稿日 2023年6月28日 午後4時38分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1673958963275235328>

(3) 投稿内容

これは理解したくないレベルだからカンもあまり働かず推測になるけど、平日から暇なんだし、大学出てるとも思えないから、高卒かオタク系専門学校出ただけのニートやろ…

#### 7. 投稿7 (甲12)

(1) 投稿日 2023年6月28日 午後4時40分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1673959514650075136>

(3) 投稿内容

両方にわかるように説明すると、俺がめたまんブロックする前に数日間、ふたばにめたまんの画像貼って

めたまんが暇空に飯で勝ったとか延々1人で言ってる頭のおかしい子がいたのよ

で、似たようなのが5chにまた湧いてる。多分同一人物。めたまんは女だったのか！とか美少女らしいぞ！とか言ってる

#### 8. 投稿8 (甲13)

(1) 投稿日 2023年6月28日 午後4時41分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1673959760088158209>

(3) 投稿内容

かまって欲しそうで適当なことを言って注意を引こうとするのがマジでかわいそうなレベルに頭悪い

ろくに他人とコミュニケーションしたことがなく、バイト経験もなさそう

9 投稿 9 (甲 1 4)

(1) 投稿日 2023年6月28日 午後4時44分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1673960637758844930>

(3) 投稿内容

アカってまともな頭してたら反発するはずだから、どうやってオルグするんだ  
ろう

↓

せいかいは まともじゃない頭の人をオルグしました

10 投稿 10 (甲 1 5)

(1) 投稿日 2023年7月12日 午前10時27分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1678938980291604480>

(3) 投稿内容

レイアにたいする社たかりとか、

底辺ずんだに対する低知能めたまんとか、

こういう「勝手に成功した誰かにかぶせてくるパチもん」はカスしかおらんよ  
あたりまえやん

11 投稿 11 (甲 1 6)

(1) 投稿日 2023年7月12日 午前10時28分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1678939403438243840>

(3) 投稿内容

ものづくりで他人のパクリしてパチもんなのるやつはカスしかおらん あたり  
まえ あたりまえ体操

1 2 投稿 1 2 (甲 1 7)

(1) 投稿日 2023年7月12日 午前10時38分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1678941970780106752>

(3) 投稿内容

偽物なりに持ち味あったら注意するんだけど持ち味すら感じないしクオリティ  
低いし魂も知能も感じなかった>社たかり、めたまん

1 3 投稿 1 3 (甲 1 8)

(1) 投稿日 2023年7月14日 午後10時17分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1679842649858269184>

(3) 投稿内容

あーなるほどね

俺にはわからんけどリバエコ?系とやらでレイアに擦られたところの身内かな

それは納得いく

めたまんみたいな外様のバカだろうなどは思ったんだよ

1 4 投稿 1 4 (甲 1 9)

(1) 投稿日 2023年9月29日 午後6時48分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1707693787349500360>

(3) 投稿内容

そもそもめたまんとか家畜部のあの辺って創価学会だしな

1 5 投稿 1 5 (甲 2 0)

(1) 投稿日 2023年11月1日 午後4時39分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1719620232413905214>

(3) 投稿内容

AP 任意きたくらいで物理が怖いとかいいだすのは、  
めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホか、  
めたまんあたりの知能の家畜部だよどうみてもね <https://t.co/SDFGTED3xp>

16 投稿 16 (甲 2 1)

(1) 投稿日 2023年12月17日 午後10時10分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1736373209141047752>

(3) 投稿内容

土下座四天王が

めたまん避難所たろちゃん kamekame

で前2つのバカはおいといて、タロちゃんはどうみても仕込みのカルピス

ってことは kamekame もやっぱ仕込みだなあれ

17 投稿 17 (甲 2 2)

(1) 投稿日 2024年1月8日 午後1時09分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1744209735539417179>

(3) 投稿内容

Winston9 はめたまん系頭悪いのにしたり顔の臭さ

神谷はめちゃくちゃ臭い 説明なかったらスパイ確定

2s だか s 2 だかはマサヒコとキャッキヤしてるその辺のパンピーだろ (ぱんだピーふる

18 投稿 18 (甲 2 3)

(1) 投稿日 2024年4月13日 午後1時05分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1778997846332809703>

(3) 投稿内容

やっぱこいつと堀口だったんだ、横浜簡易裁判所の馴れ合い訴訟  
自白してて草

いれかわってないよ！いれかわってないよ！

「へえー、原告と被告は堀口とお前であってたんだ」

19 投稿19 (甲26)

(1) 投稿日 2023年7月11日 午後6時44分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1678701909140725760>

(3) 投稿内容

(「アルパカ社長は敵のスパイです、よく見抜きましたね

とかいう自称タレコミ DM がめたまんの裏垢からきてて笑った」という被告自身  
の投稿を引用して)

全文

くさすぎて鼻が曲がるかと思った

こんなんに引っかかると思われたことにキレそう

・伊久間弁護士と堀口はともに横浜の青年団体に所属しており、親友とのこと  
です。閲覧制限をかけたのは、横浜在住であることがバレてそこから伊久間弁  
護士との繋がりを掘られるのをおそれていたようです。

・カルピス（伊久間弁護士と相互フォロー）と文鳥（文京区）の中身はセブン  
ナイツではないものの伊久間弁護士と親しい弁護士のようです。文鳥のほうは  
女性弁護士でした。

・堀口は内幸町国際総合法律事務所という事務所を紹介され、アドバイスを受  
けているとのことです。この後の手続きは弁護士に一部依頼するようです。堀  
口は共同不法行為という制度を使って未示談者全員分の損害を暇空さん一人の  
財産から差し押さえることができないか検討しているようです。

- ・藤原カミラ（アルパカ社長）は堀口の協力者のようです。暇空さんファンのフリをして潜り込み、間違った情報（こうすれば開示されない等）を流して堀口の開示成功率を上げる役割だったと思われます。
- ・めたまんは中部地方に住む女性です。堀口はめたまんにかチ恋しているようです。めたまんによる暇空さんに対する法的手続きは弁護士に受任を断られたようです。

20 投稿20（甲27）

(1) 投稿日 2023年7月14日 午前3時30分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1679558853300715520>

(3) 投稿内容

853 なんて見りゃわかるだろ

818 の時点で、こいつはめたまんとか家畜部あたりの荒らしだよ

チェスト

21 投稿21（甲28）

(1) 投稿日 2023年9月1日 午後10時55分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1697609079299170385>

(3) 投稿内容

浩だっけ？あれ「共有アカウント」か「伝言をそのまま載せるアカウント」で  
管理者はめたまんだよ

22 投稿22（甲29）

(1) 投稿日 2024年2月28日 午後0時34分

(2) URL <https://twitter.com/himasoraakane/status/1762682547023339521>

(3) 投稿内容

タキパンスレの 755 はめたまんかな

めたまんって昔から自分のことを見て見て！って書きにくる

ピンクの掲示板にまで誰も求めてないのにワロタとか言ってめたまんツイート

貼りにくるやついて without されてたからな

別紙 2

## 広告目録

私暇空茜(@himasoraakane)こと水原清晃は、めたまん(めたんまんじゅ  
う)@1CaAKHQmM4ksDU 氏に対し、救いようのないバカ、知性は5なのに功名  
心だけ100でカンストしてる、一番無能なタイプなどと侮辱を繰り返したた  
め、損害賠償を命じる判決を受け、判決が確定しました。以上を本投稿により  
周知致します。

## SNS 目録

- 1 ソーシャルネットワーキングサービスの名称  
X (旧 Twitter)
- 2 URL  
<https://x.com/himasoraakane>
- 3 表示名  
暇空茜 (令和 6 年 7 月 1 6 日時点)
- 4 スクリーンネーム  
@himasoraakane (令和 6 年 7 月 1 6 日時点)
- 5 ユーザー I D  
1591684544310128641

別紙4 同定可能性に関する主張対照表

投稿番号	記載内容	原告の主張	被告の主張	当裁判所の判断
4	もう論外も論外だけど、わかりにくくかいてるけど 政治活動すら問題ではないといってるんだよね 政治活動疑惑あるかな・・・(選択肢にいれてない) これはもうクサすぎる スパイ(か想像もつかないアホ)でしょ	被告は、本件投稿2から本件投稿4までの前後の投稿において、一貫して原告に対して言及し続けている。また、本件投稿4は原告の「政治活動疑惑あるかな」という投稿を引用する投稿の1分後に投稿され、原告の被引用投稿に言及するものである。	当該投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素を有しておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。	本件投稿4には「政治活動疑惑あるかな・・・」との記載があるところ、同記載は原告が本件アカウントに投稿した記事に含まれる文言であり、被告は、本件投稿4の1分前に、上記記事を引用した投稿をしていること、それ以外にも、被告は本件投稿4の前後において本件アカウントに言及する記事を投稿していることが認められる(甲8、甲9、甲37)。そして、これらの投稿は被告が管理運営するアカウントのタイムライン上に前後して表示されるものであることからすると、同アカウントの投稿を閲覧する一般の閲覧者は、本件投稿4を含むこれらの投稿を本件アカウントに言及する一連の投稿として理解するものというべきである。したがって、本件投稿4は本件アカウントに言及するものであると認められる。
6	これは理解したくないレベルだからカンもあまり働かず推測になるけど、平日から暇なんだし、大学出てるとも思えないから、高卒かオタク系専門学校出ただけのニートやろ・・・	本件投稿6は、本件アカウントに言及する投稿であることが明らかな本件投稿5と本件投稿7の間に投稿されたものであるから、本件アカウントに言及するものであることが明らかである。	当該投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素を有しておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。	本件投稿6は、本件投稿5の3分後に投稿されたものであるが、被告は本件投稿5において原告が匿名掲示板において本件アカウントの投稿内容を転載する書き込みをしている旨の投稿をしており、いずれの投稿も同一人物について述べているものと認められる。また、本件投稿6の2分後には本件投稿7が、その1分後には本件投稿8がされており、下記のとおり、本件投稿7は原告に言及するものと認められ、本件投稿8は本件投稿7を引用して投稿されたものと認められる。(甲10から甲13まで、甲39)そして、これらの投稿は被告が管理運営するアカウントのタイムライン上に前後して表示されるものであることからすると、同アカウントの投稿を閲覧する一般の読者は、本件投稿6を含むこれらの投稿を本件アカウントの使用者である原告に言及する一連の投稿として理解するものというべきである。したがって、本件投稿6は本件アカウントに言及するものであると認められる。
7	両方に分かるように説明すると、俺がめたまんブロックする前に数日間、双葉にめたまんの画像貼って めたまんが暇空に飯で勝ったとか延々1人で言ってる頭のおかしい子がいたのよ で、似たようなのが5chにまた湧いてる。多分同一人物。めたまんは女だったのか!とか美少女らしいぞ!とか言ってる	本件投稿7は、本件投稿5の内容を再説明した投稿であるから、本件アカウントに言及するものといえる。	「ふたばにめたまんの画像貼ってめたまんが暇空に飯で勝ったとか延々1人で言ってる頭のおかしい子がいた」、「似たようなのが5chにまた湧いてる。多分同一人物」との文言は、本件アカウントには言及せず、ふたば☆ちゃんねる又は5ちゃんねるへの投稿をした者についての推測を述べるものにすぎない。	被告は、本件投稿5において「本スレにもめたまんきてるな」「ふたばにもめたまんの飯画像貼りにきてる空気読めなすぎる浮いてるバカいたのよね、これ本人だな」と投稿し、原告が匿名掲示板において本件アカウントの投稿内容を転載する書き込みをしている旨の投稿をしているところ(甲10)、本件投稿7は、本件投稿5の内容を説明した上で、その人物と「同一人物」が本件アカウントの投稿を匿名掲示板に転載していることを述べているものと認められる(甲12)。このことに加え、前記のとおり、本件投稿5から本件投稿8までは一連の投稿として理解されると認められることを併せ考慮すれば、本件投稿7は、本件アカウント及びその使用者である原告に言及するものであると認められる。
8	かまって欲しそうで適当なことを言って注意を引こうとするのがマジでかわいそうなレベルに頭悪い ろくに他人とコミュニケーションしたことがなく、バイト経験もなさそう	本件投稿8は、本件投稿7を直接引用した上で、本件投稿5から本件投稿7までの直後(本件投稿7の1分後)に投稿されている。	当該投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素を有しておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。	本件投稿8は、本件アカウントの使用者である原告について言及している本件投稿7を引用して投稿されたものであり(甲13)、前記のとおり、本件投稿5から本件投稿8までは一連の投稿として理解されると認められることを併せ考慮すれば、本件投稿8は、本件アカウント及びその使用者である原告に言及するものであると認められる。
9	アカってまともな頭してたら反発するはずだから、どうやってオルグするんだろう ↓ せいかいは まともじゃない頭の人をオルグしました	本件投稿9は、本件投稿5から本件投稿8までの直後(本件投稿8の3分後)に投稿されているところ、本件投稿8においても原告について「マジでかわいそうなレベルに頭悪い」「ろくに他人とコミュニケーションしたことがなく、バイト経験もなさそう」と言及していることから、本件投稿9もまた原告に言及したものと見える。	当該投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素を有しておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。	本件投稿9は、その記載内容に照らせば、特定の人物について言及したものであると認められることはできない(甲14)。確かに、本件投稿9は、本件投稿5から本件投稿8までに続いて投稿されたものではあるが、これらの投稿を直接引用するなどされているものではなく、これらの投稿と同じ内容を扱っているものともいえないことからすれば、本件投稿9が本件投稿5から本件投稿8までと関連付けて理解されるものとは認められない。
11	ものづくりで他人のパクリしてパチもんなのるやつはカスしかおらん あたりまえ あたりまえ体操	本件投稿11は、本件投稿10の1分後に投稿されているところ、その内容は本件投稿10に「パクリ」という文言を付加したうえで同じ内容に繰り返し言及したものであるから、本件投稿11も、本件投稿10と同様に、原告に言及するものである。	当該投稿自体に「めたまん」の文字列等、本件アカウントと結び付く要素を有しておらず、本件アカウントに直接言及するものではない。	本件投稿11は、本件投稿10の1分後に投稿されているが、本件投稿10は「めたまん」と明記の上で、「他者を模倣することを「パチもん」として揶揄する内容であり、本件投稿11は、これとほぼ同内容を繰り返して述べるものであると認められる(甲15、甲16)。そして、これらの投稿は被告が管理運営するアカウントのタイムライン上に前後して表示されるものであることからすると、同アカウントの投稿を閲覧する一般の閲覧者は、本件投稿11を本件投稿10と併せて一連の投稿として理解するものというべきである。したがって、本件投稿11は本件アカウント及びその使用者である原告に言及するものであると認められる。

	記載内容	原告の主張	被告の主張	当裁判所の判断
1	めたんまんじゅうとホケモンブロックした理由は救いようのないバカだからだよ 知性は5なのに功名心だけ100でカンストしてる一番無能なタイプ あー、さーばるとかウルフッドだっけ？ああいうのと同類	(知能及び人格の否定) 本件投稿1は、原告が、極めて低い知的能力であるにもかかわらず名声を得たい欲求だけが極めて強く、そのために最も無能な部類の人間であって「救いようのないバカ」であるとして、繰り返し侮辱している。 被告がそのように考える根拠さえも示さず、突如として口汚く罵る投稿であり、許容限度を大きく逸脱している。	「救いようのないバカ」、「知性は5なのに功名心だけ100でカンストしてる」、「一番無能なタイプ」との文言は、本件アカウントの使用者の能力及び性格に関する推測を述べるものにすぎない。	本件投稿1は「救いようのないバカ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでいるとともに、「知性は5なのに功名心だけ100でカンストしてる」、「一番無能なタイプ」という表現は、原告について知性がないにもかかわらず功名心だけが非常に強く、最も役に立たない部類の人間であるとの評価をするものであり、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿1は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。
2	なんととか聞かれるのも面倒だから言っとくと、めたんまん周りを念入りにブロックした あの知能とキャホキャホできるやつを視界に入れたく無い	(知能の否定) 本件投稿2は、原告及び原告とSNS上でやりとりをする人物全員が、自らの視界に入れたくないほど知能が低いとして侮辱している。 被告がそのように考える根拠も何ら示されておらず、許容限度を逸脱している。	「めたんまん周りを念入りにブロックした」、「あの知能とキャホキャホできるやつを視界に入れたく無い」との文言は、本件アカウントに関するアカウント群に対する被告の好みを述べるものにすぎず、本件アカウント自体の使用者の知能が低いことを直接的に述べるものではない。	本件投稿2に含まれている「あの知能」との表現は、間接的に原告の知能に対する否定的評価を述べたものとはいえるものの、その文言自体からは直接的に原告を侮辱する表現であるとまでは評価し得ず、本件投稿2には他に直接的に原告を侮辱する表現は含まれていないことから、本件投稿2は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。
3	ホケモンはそこぬけのただのアホやけどめたんまんはブロック理由説明した後のツイートが臭かった スパイか俺の予想できないタイプのアホかどっちかどちらにしても接点全切りでしよ	(レッテル貼り、知能の否定) 本件投稿3は、原告のことを「スパイか俺の予想できないタイプのアホ」のどちらかであると断言しており、いずれにしても、交友関係を一切持つべきではない人物であると述べている。 「俺の予想できないタイプのアホ」とは、天才の被告でさえも考えや行動が予想できないほど頭が悪いという意味である。 本件投稿1、2に続き、またしても原告の知的能力が極めて低いと根拠もなく侮辱する投稿であるから、許容限度を逸脱している。	「めたんまんはブロック理由説明した後のツイートが臭かった」、「スパイか俺の予想できないタイプのアホかどっちか」との文言は、本件アカウントの使用者が「スパイ」であるか、又は、被告の「予想できないタイプのアホ」であるとの推測を述べるものにすぎない。 「スパイ」であると推測することは、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。 「予想できないタイプのアホ」と推測することは、本件アカウントの使用者の能力に関する推測を述べるものにすぎない。 「どちらにしても接点全切りでしよ」との文言は、本件アカウント又は関係するアカウント群に対する被告の好みを述べるものにすぎない。	本件投稿3は、「予想できないタイプのアホ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでいるとともに、「ホケモンはそこぬけのただのアホやけど」と述べた上で、それと比較して原告の知性が更に劣っているとの評価をするものであり、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿3は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。
4	もう論外も論外だけど、わかりにくくかいてるけど政治活動すら問題ではないといってるんだよね 政治活動疑惑あるかな・・・(選択肢にいられてない) これはもうクサすぎる スパイ(か想像もつかないアホ)でしよ	(レッテル貼り、知能の否定) 本件投稿4は、本件投稿3に引き続き、原告のことを「スパイ(か想像もつかないアホ)」であると断言している。被告は、その根拠として原告の投稿(甲8)が挙げているが、当該投稿は、スパイか想像もつかないアホなどと侮辱されるいわれはない投稿である。したがって、被告は、根拠もなく原告のことを繰り返し侮辱しているのであるから、許容限度を逸脱している。	「政治活動すら問題ではないといってるんだよね」、「スパイ(か想像もつかないアホ)でしよ」との文言は、本件アカウントの使用者が「スパイ」であるか、又は、「想像もつかないアホ」であるとの推測を述べるものにすぎない。 「スパイ」であると推測することは、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。 「想像もつかないアホ」と推測することは、本件アカウントの使用者の能力に関する推測を述べるものにすぎない。	本件投稿4も、本件投稿3と同様に「想像もつかないアホ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでいるとともに、「論外も論外」、「わかりにくくかいてるけど」といった表現で原告の投稿が理解し難いことを述べて、原告の知性が劣っているとの評価をするものであり、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿4は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。
5	本スレにもめたんまんきてるな ふたばにもめたんまんの飯画像貼りにきてる空気読めなすぎる浮いてるバカいたのよね、これ本人だな つうことはやっぱ空気入れられた功名心が振り切れてる救いようのないバカか	(知能及び人格の否定) 本件投稿5は、本件投稿1と同じく、原告が、極めて低い知的能力しか持たないにもかかわらず名声を得たい欲求だけが極めて強い愚か者であると断言している。しかも、「空気入れられた」とは、原告が、他の人物によって都合よく操られているという意味だから、これも侮辱である。 被告は、根拠もなく、一方的に原告を強く罵る投稿を短期間のうちに何度も繰り返しているから、許容限度を大きく逸脱している。	「本スレにもめたんまんきてるな」、「これ本人だな」との文言は、5ちゃんねるのスレッドに特定の投稿をした者が本件アカウントの使用者であるとの推測を述べるものである。 「空気読めなすぎる浮いてるバカ」、「つうことはやっぱ空気入れられた功名心が振り切れてる救いようのないバカか」との文言は、上記推測に基づく、本件アカウントの使用者の能力、性格及び上記投稿をした経緯に関する推測を述べるものにすぎない。当該推測が真実に反していたとしても、その内容に照らすと、本件アカウントの使用者の名誉感情が侵害されることはない。	本件投稿5は、「空気読めなすぎる浮いてるバカ」、「功名心が振り切れてる救いようのないバカ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでおり、また、「功名心が振り切れてる救いようのないバカ」との表現は、原告が匿名掲示板において本件アカウントの自らの投稿内容を転載する書き込みをしている旨を述べた上で、そのような行為をする原告について名誉欲のために愚かな行為をする人物であるとの評価をするもので、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿5は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。
6	これは理解したくないレベルだからカンもあまり働かず推測になるけど、平日から暇なんだし、大学出てるとも思えないから、高卒かオタク系専門学校出ただけのニートやろ・・・	(学歴の決めつけ、知能及び人格の否定) 本件投稿6は、本件投稿5の投稿直後に、根拠もなく、原告の最終学歴が高卒あるいはオタク系専門学校を出ただけであり、就労意思もないまま、SNS上の発信によって目立ちようとしている愚か者であると侮辱する投稿であるから、許容限度を逸脱している。	「推測になるけど」、「平日から暇なんだし、大学出てるとも思えないから、高卒かオタク系専門学校出ただけのニートやろ・・・」との文言は、本件アカウントの使用者の学歴及び職業に関する推測を述べるものにすぎない。このような推測は、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。	本件投稿6は、原告の経歴について、「ニート」という一般にマイナスイメージのある文言を用いて表現するとともに、「大学出てるとも思えない」との表現に続けて「高卒かオタク系専門学校出ただけ」と表現することによって殊更に知的に劣った人物であるとの評価をするものであり、原告の知性を一方的に否定するものであることに加え、別紙4において判断したとおり、一般の閲覧者は本件投稿5から本件投稿8までを原告に言及する一連の投稿として理解すると認められることを併せ考慮すると(甲10から甲13まで、甲39)、本件投稿6は、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿6は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。
7	両方に分かるように説明すると、俺がめたんまんブロックする前に数日間、ふたばにめたんまんの画像貼って めたんまんが暇空に飯で勝ったとか延々1人で言ってる頭のおかしい子がいたのよ で、似たようなのが5chにまた湧いてる。多分同一人物。めたんまんは女だったのか!とか美少女らしいぞ!とか言ってる	(虚偽の風説の流布、知能及び人格の否定) 本件投稿7は、原告が5ch等の匿名掲示板において「原告が被告に食事内容で勝った」と書き続けているなどという、羞恥心を覚えるような虚偽の風説を流布したうえ、そのような行動を取る原告は狂っている(頭がおかしい)と侮辱している。	「ふたばにめたんまんの画像貼ってめたんまんが暇空に飯で勝ったとか延々1人で言ってる頭のおかしい子がいた」、「似たようなのが5chにまた湧いてる。多分同一人物」との文言は、本件アカウントには言及せず、ふたば☆ちゃんねる又は5ちゃんねるへの投稿をした者についての推測を述べるものにすぎない。当該推測が真実に反していたとしても、その内容に照らすと、本件アカウントの使用者の名誉感情が侵害されることはない。	本件投稿7は、別紙4において判断したとおり、原告について言及するものと認められることを踏まえ、原告を侮辱するものであると認められることに加え、本件投稿5から本件投稿8までを原告に言及する一連の投稿として理解することを前提とすると、本件投稿7の表現は、原告がインターネットの匿名掲示板において自演行為(他人を偽って自身に対する肯定的評価を投稿する行為)のような恥すべき行為をする人物であると評価するものであり、原告の人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。 そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿7は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。

23

8	<p>かまってる欲しそうで適当なことを言って注意を引こうとするのがマジでかわいそうレベルに頭悪いらしく他人とコミュニケーションしたことがなく、バイト経験もなさそう</p>	<p>(知能の否定、社会経験の有無等の決めつけ) 本件投稿8は、原告が他人の注意を引くために適当なことを言いふらし続けており、知能が極めて低いとして侮辱したうえ、原告の対人接触経験や社会経験が極めて乏しいと根拠もなくラベリングをするものであるから、明らかに許容限度を逸脱している。</p>	<p>「かまってる欲しそうで適当なことを言って注意を引こうとするのがマジでかわいそうレベルに頭悪い」との文言は、本件アカウントの使用者の性格及び能力に関する推測を述べるものにすぎない。「ろくに他人とコミュニケーションしたことがなく、バイト経験もなさそう」との文言は、本件アカウントの使用者の性格及び経歴に関する推測を述べるものにすぎない。</p>	<p>本件投稿8は、別紙4において判断したとおり、原告について言及するものと認められることを踏まえ、本件投稿8は、別紙4において判断したとおり、原告について言及するものと認められることを踏まえ、本件投稿8は、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿8は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
9	<p>アカってまともな頭してたら反発するはずだから、どうやってオルグするんだろ ↓ せいかいは まともじゃない頭の人をオルグしてました</p>	<p>(知能及び判断能力の否定) 本件投稿5ないし9は、短時間に連続して原告に言及するものであるから、一体的に評価すべきである。被告は、上記のように立て続けに侮辱行為を重ねたあとで、さらに原告が「まともじゃない頭」と述べて原告の頭が狂っていることを示唆したうえ、左翼勢力によって操られていると断定しているから、明らかに許容限度を逸脱している。</p>	<p>「アカってまともな頭してたら反発するはずだから、どうやってオルグするんだろ」、「せいかいは まともじゃない頭の人をオルグしてました」との文言は、本件アカウントの能力、記事の投稿等に至った経緯に関する推測を述べるものにすぎない。</p>	<p>本件投稿9は、別紙4において判断したとおり、原告について言及するものと認められることにはできないから、その余の点について判断するまでもなく、原告に対する不法行為を構成するものとは認められない。</p>
10	<p>レイアにたいする社たかりとか、底辺ずんだに対する低知能めたまんとか、こういう「勝手に成功した誰にかぶせてくるバチもん」はカスしかおらんよ あたりまえやん</p>	<p>(盗作扱い、人間的価値の否定) 本件投稿10は、原告が「底辺ずんだ」という名称のYouTubeチャンネルを盗作して低品質の動画を制作しているとして、原告の制作物を貶めたうえ、そのような制作を行う原告は「カス」つまり直打ちのないう人間であると侮辱している。</p>	<p>「底辺ずんだに対する低知能めたまん」、「勝手に成功した誰にかぶせてくるバチもん」はカスしかおらんよ」との文言は、本件アカウントに関するYouTubeチャンネルの動画は他のYouTubeチャンネルの動画を真似たものであるとの感想及びこれに基づく当該動画の作成者に対する評価を述べるものにすぎない。自ら動画を制作して公表する者は、当該動画に基づく上記のような感想、評価を述べられることは一定程度受忍すべきである。</p>	<p>本件投稿10は、「カス」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでおり、また、「勝手に成功した誰にかぶせてくるバチもん」という表現は、原告が他人の作品を勝手に模倣するような人物であるとの評価をするもので、原告の人格を一方的に否定し、非難するものといえることに加え、別紙4において判断したとおり、本件投稿10は、本件投稿11と併せて一連の投稿として、繰り返し原告に対して同様の侮辱をするものと理解されるから、本件投稿10は、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿10は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
11	<p>ものづくりで他人のバクリしてバチもんなのやつかはカスしかおらん、あたりまえ あたりまえ体操</p>	<p>(盗作扱い、人間的価値の否定) 本件投稿11は、本件投稿10の投稿直後に、その内容をもう一度繰り返したうえで、原告が「カス」として侮辱している。このように根拠もなく「バクリしてバチもんなのやつかはカス」などと断じられる謂われはないから、許容限度を大きく逸脱している。</p>	<p>「ものづくりで他人のバクリしてバチもんなのやつかはカスしかおらん」との文言は、上記本件投稿11と同様の感想及び評価を述べるものにすぎない。自ら動画を制作して公表する者は、当該動画に基づく上記のような感想、評価を述べられることは一定程度受忍すべきである。</p>	<p>本件投稿11も、別紙4において判断したとおり、原告について言及するものと認められることを踏まえ、本件投稿11は、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿11は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
12	<p>偽物なりに持ち味あったら注意するんだけど持ち味すら感じないしクオリティ低いし魂も知能も感じなかった&gt;社たかり、めたまん</p>	<p>(知能の否定、制作物の品質等の否定) 本件投稿12は、本件投稿10、本件投稿11の直後に投稿されたものであるから、一体的に評価すべきである。本件投稿12は、本件投稿10、本件投稿11の内容を前提に、更に原告の発信内容には何らの価値もなく、品質が低い上に心が込められていない、知能も感じられないとして、原告を何度も繰り返し侮辱し続けたものである。原告は、被告に対して何らの発信をしていなかったにもかかわらず、執拗に原告のことを侮辱し続けているのであるから、許容限度を大きく逸脱している。</p>	<p>「偽物なりに持ち味あったら注意するんだけど持ち味すら感じないしクオリティ低いし魂も知能も感じなかった」との文言は、本件アカウントに関するYouTubeチャンネルの動画(乙2)は他のYouTubeチャンネルの動画(乙3)を真似たものである、質が低いとの感想、及び、これに基づく、当該動画(乙2)の作成者に対する評価を述べるものにすぎない。自ら動画を制作して公表する者は、当該動画に基づく上記のような感想、評価を述べられることは一定程度受忍すべきである。令和5年7月12日に被告が投稿した記事のうち、原告が名誉感情侵害を主張するものは、本件投稿10から本件投稿12までの3件に限られる。</p>	<p>本件投稿12は、本件投稿11に引き続いて投稿されたものであり、本件投稿11の1分前には本件投稿10がされていることからすると(甲15から甲17まで)、一般の閲覧者は、本件投稿12を含むこれらの投稿を一連の投稿として理解するものと認められるところ、本件投稿12は、本件投稿10及び本件投稿11を重ねて、原告は他人の作品を勝手に模倣する人物であるとの評価をするものとして、その作品の質が劣っていることから原告の知能が低いとの評価をするもので、繰り返し原告の知性や人格を否定し、非難するものといえるから、本件投稿12は、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿12は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
13	<p>あーなるほどね 俺にはわからんけどバリエーション系とやらでレイアに擦られたところの身内かな それは納得いく めたまんみたいな外様のバカだろかなとは思ったんだよ</p>	<p>(知能の否定) 本件投稿13は、原告が「外様のバカ」である人物の例として出すことにより、原告の知能を侮辱している。「外様」という言葉がなぜ用いられているのか原告にも不明であるが、外様とは傍流の立場にある人を指す用語であるから、ただ「バカ」というよりも強く侮辱されていることは疑いない。一方的かつ脈絡もなく、執拗に原告の知能を侮辱しているものであるから、許容限度を大きく逸脱している。</p>	<p>「めたまんみたいな外様のバカ」との文言は、本件アカウントの使用者の能力に関する推測を述べるものにすぎない。このうち「外様のバカ」との文言は、本件アカウントの使用者の所属に関する抽象的な推測を述べるものにすぎず、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。</p>	<p>本件投稿13は、「めたまんみたいな外様のバカ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでおり、原告の知性が劣っている者の代表格として表現することによってその点を揶揄し、強調するものと評価し得ることから、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿13は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
14	<p>そもそもめたまんとか家畜部のあの辺って創価学会だしな</p>	<p>(思想の決めつけ) 本件投稿14は、原告が創価学会であるとして、根拠もなく原告の信仰や所属組織を決めつけるものである。被告は、それまでも原告のことを「スパイ」「高卒あるいはオタク系専門学校卒」「ニート」「アカ」などと根拠もなく決めつけることを繰り返してきた。そのような思想や学歴、職歴等について、事実でないことを吹聴され続けることは強く屈辱を覚える事柄であるから、許容限度を逸脱している。</p>	<p>「めたまんとか家畜部のあの辺って創価学会だしな」との本件投稿14は、本件アカウントの使用者の宗教を推測するものにすぎない。本件アカウントの宗教に関する事情が具体的に主張立証されていないことにも照らすと、このような推測は、その正否にかかわらず、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。</p>	<p>本件投稿14は、原告が特定の信仰を有している旨の推測を述べるものであるが、その内容自体は中立的なものであるから、原告の名誉感情を侵害するものとは認められず、原告に対する不法行為を構成するものとは認められない。なお、原告は創価学会に対して否定的な印象を抱いている旨の供述をするが(原告本人5頁)、その供述のみによっては上記の判断は左右されない。</p>
15	<p>AP任意きたくらいで物理が怖いとかいいたすのは、めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホか、めたまんあたりの知能の家畜部だようみてもね</p>	<p>(知能の否定) 本件投稿15は、「めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホ」と原告を並べることによって、それと原告が同程度の存在であることを示し、原告を侮辱するものである。ただ踊るというだけではまだしも、踊り狂うと表現することによって、またしても原告の頭が狂っている(狂人である)ということを示唆している。原告は、被告に対して全然言及してきていないにもかかわらず、原告の知能を執拗に貶め続けているのであるから、許容限度を大きく逸脱する侮辱である。</p>	<p>「AP任意きたくらいで物理が怖いとかいいたすのは、めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホか、めたまんあたりの知能の家畜部だようみてもね」との文言は、「めたまんあたりの知能の家畜部」と「めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホ」との間に特段の関係がある旨を述べるものではない。まして、本件アカウントの使用者について、「めちゃくちゃ踊り狂ってる救いようがないアホ」であるなど、知能が低い旨等を述べるものではない。</p>	<p>本件投稿15は、「救いようがないアホ」か「めたまんあたりの知能」であるとの表現をすることによって、原告が「救いようがないアホ」と同列に扱われているものと評価すべきであり、原告を侮辱する表現をすることによって、原告の知性を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿15は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
16	<p>土下座四天王が めたまん避難所たるちゃんkamekame 前2つのバカはおいといて、タロちゃんはどうみても仕込みのカルピスってことはkamekameもやっぱ仕込みだなあれ</p>	<p>(揶揄中傷) 本件投稿16は、原告のことを「土下座四天王」と呼び、原告のことを侮辱する投稿である。原告は、過去に被告の発信内容を敷衍するかたちで女性支援団体に対する誹謗中傷に加担してしまったことがあるため(甲8参照)、当該団体に謝罪したことがある。その謝罪を「土下座」と揶揄するものである。被告がそれまでも繰り返し原告を侮辱し続けてきたことに鑑みれば、このような揶揄も許容限度を逸脱する侮辱である。</p>	<p>「土下座四天王がめたまん避難所たるちゃんkamekame」との文言は、本件アカウントの使用者がC o l a b oに対し謝罪したことを「土下座」と表現するものにすぎず、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。「前2つのバカ」との文言は、本件アカウントの使用者の能力に関する推測を述べるものにすぎない。</p>	<p>本件投稿16は、「バカ」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでおり、また、被告が敵視する団体に対して謝罪した原告を「土下座四天王」と表現することによって揶揄し、原告の知性が劣っていることを強調していることと評価し得ることから、原告の知性を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、本文第3の2(2)において判断したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿16は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>

17	<p>Winston9はめたまん系頭悪いのししたり顔の臭さ        神谷はめっちゃ臭い 説明なかったらスパイ確定        2sだかさ2だかはマサヒコとキャッキヤしてるその辺のパンピーだろ (ばんだびーぶる)</p>	<p>(知能及び人格の否定)        本件投稿17は、またしても原告が「頭悪いのししたり顔の臭さ」であるとして、原告の知能及び人格を否定する投稿である。        臭いという表現を用いることも侮辱的である。被告がそれまでも繰り返し原告を侮辱し続けてきたことに鑑みれば、許容限度を逸脱する侮辱である。</p>	<p>「Winston9はめたまん系頭悪いのししたり顔の臭さ」との文言は、本件アカウントの使用者の能力に関する推測を述べるとともに、他の者(Winston9)の能力等に関する推測を述べたものにすぎない。上記文言は、「ししたり顔の臭さ」を本件アカウントの使用者の属性として述べるものとは一義的には解されないが、仮にそのように述べるものと解したとしても、本件アカウントの使用者の態度に関する推測を述べるとともに、不審である旨の意見を述べるものにすぎない。</p>	<p>本件投稿17は、「頭悪い」という直接的に原告を侮辱する表現を含んでいるとともに、原告を「頭悪いのししたり顔」という知的に劣るにもかかわらず得意げな様子で語る人物の代名詞として扱うものであり、原告の知性や人格を一方的に否定し、非難するものとして、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。        そして、本文第3の2(2)において判示したとおり、本件侵害行為を全体として評価すれば、本件投稿17は、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為として不法行為を構成する。</p>
18	<p>やっぱこいつと堀口だったんだ、横浜簡易裁判所の馴れ合い訴訟        自白して草        いれかわってないよ！いれかわってないよ！        「へえー、原告と被告は堀口とお前であってんだ」</p>	<p>(虚偽の風説の流布、犯罪的行為を行ったとの決めつけ)        本件投稿18は、原告が訴外堀口と共謀して、訴外堀口が敵対者との示談交渉を有利に進めるために、横浜簡易裁判所において馴れ合い訴訟を行い、不当な判決書を騙取したとの事実を摘示するものである。しかも、被告はこれを「ほぼ詐欺」とまで言っている。このように、通常人であれば思いつきもしないような非道な行為を原告が行ったものと、根拠もなく決めつけて虚偽の風説を流布する行為は、決めつけをされた被害者からすれば酷い屈辱や怒り、脱力感等を覚えることであり、到底許されるものではないから、許容限度を逸脱している。</p>	<p>本件投稿18は、本件アカウントの使用者が堀口と馴れ合い訴訟の進行をしたことをあえて否定していることに基づき、本件アカウントの使用者は堀口と馴れ合い訴訟の進行をした可能性があるとの推測を述べたものである。このような外形的行為に関する推測は、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害するものではない。        被告が令和5年11月1日にした馴れ合い訴訟に関する投稿(甲24)は、本件投稿18から5か月以上前のものであり、同投稿と一体として閲覧されるものではないから、同投稿による違法な名誉感情侵害の成否の判断において考慮すべきでない。</p>	<p>本件投稿18は、原告が馴れ合い訴訟をしたのではないかの推測を揶揄するような表現で述べたものであるが、直接的に原告を侮辱するような表現は含んでおらず、また、原告の知性や人格等を一方的に否定し、非難するようなものとも評価することはできないから、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。</p>
19	<p>(「アルパカ社長は敵のスパイです、よく見抜きましたねとかいう自称タレコミDMがめたまんの裏垢から来てて笑った」という被告自身の投稿を引用して)        くさすぎて鼻が曲がるかと思った        こんなに引かかると思われたことにキレそう        ・伊久間弁護士と堀口はともに横浜の青年団体に所属しており、親友とのこと。閲覧制限をかけたのは、横浜在住であることがバレてそこから伊久間弁護士とのつながりを掘られるのを恐れていたようです。        ・カルピス(伊久間弁護士と相互フォロー)と文鳥(文京区)の中身はセブンナイツではないものの伊久間弁護士と親しい弁護士のようです。文鳥のほうは女性弁護士でした。        ・堀口は内幸町国際総合法律事務所という事務所を紹介され、アドバイスをされているとのこと。この後の手続きは弁護士に一部依頼するようです。堀口は共同不法行為という制度を使って未示談者全員分の損害を暇空さん一人の財産から差し押さえることができないか検討しているようです。        ・藤原カミラ(アルパカ社長)は堀口の協力者のようです。暇空さんファンのフリをして潜り込み、間違った情報(こうすれば開示されない等)を流して開示の成功率を上げる役割だったと思われます。        ・めたまんは中部地方に住む女性です。堀口はめたまんにガチ恋しているようです。めたまんによる暇空さんに対する法的手続きは弁護士に委任を断られたようです。</p>	<p>(虚偽の風説の流布、臭いとの嫌悪感表示)        本件投稿19は、原告が被告を騙すために、本件アカウントとは別のアカウントを利用し、「タレコミDM」と称する荒唐無稽な虚偽情報を被告に送信したとの事実を摘示するものである。原告の知能が低いとも黙示的に述べており、上記のような虚偽の風説の流布とも相まって極めて侮辱的である。しかも、本件投稿19は、生理的に嫌悪感を持つような強い臭気が原告から発せられているとして原告に対する嫌悪感を表示するものであるから、その面でも原告に対する強い侮辱になっている。</p>	<p>本件投稿19は、被告に対しDMを送信した者が本件アカウントの使用者である旨の推測を述べたものである。当該推測が真実に反していたとしても、その内容に照らすと、本件アカウントの使用者の名誉感情が侵害されることはない。        「くさすぎて鼻が曲がるかと思った」との文言は、上記DMの内容が不審である旨を述べるものである。本件アカウントの使用者が臭気を発する旨を述べたものではない。</p>	<p>本件投稿19は、原告について言及するものであることはいかかわらず、直接的に原告を侮辱する表現は含んでおらず、また、原告の知性や人格等を一方的に否定し、非難するようなものとも評価することはできないから、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。</p>
20	<p>853なんて見りゃわかるだろ        818の時点で、こいつはめたまんとか家畜部あたりの荒らしだよ        チェスト</p>	<p>(虚偽の風説の流布、決めつけ)        本件投稿20は、原告が匿名掲示板で荒らし行為(脈絡のない投稿など掲示板の趣旨に反する発言を繰り返す嫌がらせ行為)を行っているとして、またしても根拠もなく決めつけた発言である。このようにやってもいらない迷惑行為をしたものと決めつけられることは強く屈辱を覚える行為である。それまでも同様の侮辱を数多く繰り返されていることからすれば、これも許容限度を逸脱する。</p>	<p>「853なんて見りゃわかるだろ 818の時点で、こいつはめたまんとか家畜部あたりの荒らしだよ」との文言は、5ちゃんねるに特定の投稿をした者につき、本件アカウント、「家畜部」と呼ばれるアカウント群又はこれらに関するアカウント群に属するアカウントの使用者である旨の推測を述べたものである。このような推測は、本件アカウントの使用者以外の者が上記投稿をした可能性があるとしても踏まえると、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。</p>	<p>本件投稿20は、原告について「荒らし」と表現することで、匿名掲示板において荒らし行為(他者が不快に思うような投稿や掲示板の内容とは無関係な内容、無意味な内容の投稿をする行為)をするような人物であるとの評価をしていることはいかかわらず、「荒らし」との表現は、一般用語としてみれば、直ちに直接的に原告を侮辱する表現とまではいえず、また、原告の知性や人格等を一方的に否定し、非難するようなものとも評価することはできないから、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。</p>
21	<p>浩だっけ？あれ「共有アカウント」か「伝言をそのまま載せるアカウント」で管理者はめたまんだよ</p>	<p>(虚偽の風説の流布、決めつけ)        本件投稿21は、「浩」なるTwitterアカウントの管理者は原告であると、またしても根拠もなく決めつけたものである。複数のTwitterアカウントを利用した裏工作によって印象操作を行っていること、羞恥心を覚える事柄であるし、そのような迷惑行為を繰り返していると決めつけられること自体、屈辱的である。それまでも同様の侮辱を数多く繰り返されていることからすれば、これも許容限度を逸脱する。</p>	<p>「浩だっけ？あれ「共有アカウント」か「伝言をそのまま載せるアカウント」で管理者はめたまんだよ」との本件投稿21は、本件アカウントの使用者が「浩」と呼ばれるアカウントを管理している旨の推測を述べたものにすぎない。このような推測は、その正否にかかわらず、本件アカウントの使用者の名誉感情を侵害しない。</p>	<p>本件投稿21は、原告が「浩」というハンドルネームのアカウントを管理している旨を述べるにとどまらず、直接的に原告を侮辱する表現を含んでおらず、また、原告の知性や人格等を一方的に否定し、非難するようなものとも評価することはできないから、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。</p>
22	<p>タキバンスレの755はめたまんな        めたまんって昔から自分のことを見て見て！って書きにくる        ピンクの掲示板にまで誰も求めてないのにフロタとか言っでめたまんツイート貼りにくるやつってwithoutされてたからな</p>	<p>(虚偽の風説の流布、決めつけ)        本件投稿22は、原告が匿名掲示板において、誰にも求められていないにもかかわらず自らの宣伝行為を繰り返しているとの虚偽の風説流布をするものである。このような決めつけに対し、原告はどのような行為をしていないと反証することは不可能であるから、極めて迷惑であるし、屈辱的である。そして、それまでも同様の侮辱を多数繰り返されてきたことからすれば、これも許容限度を逸脱する。</p>	<p>「めたまんって昔から自分のことを見て見て！って書きにくる」、「ピンクの掲示板にまで誰も求めてないのにフロタとか言っでめたまんツイート貼りにくるやつってwithoutされてたからな」との文言は、本件アカウントの使用者が、自己の投稿をふたば☆ちゃんねるにおいて宣伝していると考えられる旨の推測を述べたものにすぎない。当該推測が真実に反していたとしても、その内容に照らすと、本件アカウントの使用者の名誉感情が侵害されることはない。</p>	<p>本件投稿22は、本件各投稿の他の投稿と時間的に近接したものではなく、その内容については独立した投稿として評価すべきであるが、それを前提とすると、本件投稿22は、直接的に原告を侮辱する表現を含んでおらず、また、原告の知性や人格等を一方的に否定し、非難するようなものとも評価することはできないから、原告に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえず、不法行為を構成するものとは認められない。</p>

これは正本である。

令和8年4月3日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 廣瀬 竜

